

一般財団法人沖縄県剣道連盟役員選出内規

(目的)

第1条 この内規は評議員、理事等の役員選出に際し、理事会又は評議員会がそれらの候補者を選定する基準を定めるものである。

(評議員)

第2条 評議員は、評議員会において各加盟団体の会長、副会長又は役員（顧問、参与は除く）から1名を選出する。

- 2 評議員は理事及び監事を兼ねることができない。
- 3 原則として5段以上の有段者で、現在でも実技の修練を続けているものであること。

(理事)

第3条 理事は、原則として連盟指名10名以上、学校体育関係2名以上、加盟団体5名以内、その他5名以内の中から評議員会で選出し、会長が委嘱する。

- 2 理事は原則として就任時に75歳未満、六段以上の有段者で現在でも実技の修練を続けている者であること。ただし、会長職を除く。
- 3 理事の選出区分は別紙のとおり。

(加盟団体の推薦)

第4条 第3条により関係加盟団体は、協議の上加盟団体代表理事候補者を推薦しなければならない。

- 2 理事の推薦協議の世話役は、現理事の所属加盟団体の会長がその任に当たる。

(監事)

第5条 監事は、会長が推薦し評議員会で選出する

- 2 監事は、原則として就任時に75歳未満の有段者で、現在でも実技の修練を続けている者であること。
- 3 監事は理事を兼ねることができない。

(常任理事)

第6条 常任理事は、日常の業務処理に対応することから事務所所在地近郊の

理事の中から若干名を定めるものとする。

- 2 原則として、総務部、行事部、審査部、審判部、居合道・杖道部、競技力対策部、普及推進部及び医・科学部の部長は常任理事を指名するものとする

(顧問及び参与)

第7条 顧問及び参与は、会長が理事会に諮って委嘱する。

- 2 原則として顧問は、会長の職にあった者及び範士受有者、参与は副会長、専務理事の職にあった者又は八段受有者であること。
- 3 顧問及び参与は、原則として80歳未満、会長の諮問に答えられる者でなければならない。
- 4 そのほかに会長が必要と認め、理事会の承認があれば顧問又は参与に委嘱することができる。

(審議員)

第8条 審議員は、範士八段、八段及び教士七段以上の中から、会長が理事会に諮って委嘱する。

- 2 審議員は、原則として80歳未満、現在でも実技の修練を続けているものであること。
- 3 そのほかに会長が必要と認め理事会の承認があれば審議員に委嘱することができる。

(改正)

第9条 この内規は理事会の承認を得て変更することができる。

別 表

理事選出区分

	役職	役職	選出区分	人数
1	理事	会長	連盟指名	1
2	理事	副会長	連盟指名	1
3	理事	副会長	連盟指名	1
4	理事	副会長	連盟指名	1
5	理事	専務理事	連盟指名	1
6	理事	事務局長	連盟指名	1
7	理事	総務担当部長	連盟指名	1
8	理事	行事担当部長	連盟指名	1
9	理事	審判担当部長	連盟指名	1
10	理事	審査担当部長	連盟指名	1
11	理事	競技力向上担当部長	連盟指名	1
12	理事	居合・杖道担当部長	連盟指名	1
13	理事	普及推進担当部長	連盟指名	1
14	理事	医・科学部担当部長	連盟指名	1
15	理事	総務担当副部長	連盟指名	1
16	理事	行事担当副部長	連盟指名	1
17	理事	審判担当副部長	連盟指名	1
18	理事	審査担当副部長	連盟指名	1
19	理事	競技力向上担当副部長	連盟指名	1
20	理事	居合・杖道担当副部長	連盟指名	1
21	理事	普及推進担当副部長	連盟指名	1
22	理事	医・科学部担当副部長	連盟指名	1
23	理事	総務広報担当	連盟指名	1
24	理事	学校関係	高体連専門委員長	1
25	理事	学校関係	中体連専門部長	1
26	理事	加盟団体	北部（国頭・名護・うるま）	1
27	理事	加盟団体	中部（中頭・沖縄・宜野湾）	1
28	理事	加盟団体	那覇	1
29	理事	加盟団体	南部（島尻郡・糸満・浦添）	1
30	理事	加盟団体	先島地区（宮古・八重山）	1

附則 この内規は平成28年3月20日から施行する。

附則 この内規は令和2年6月27日から施行する。